

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月3日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第4号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年寒川町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「別表第1」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第1」に改める。

第7条の3中「別表第2」を「別表」に改める。

附則第6項第2号中「(昭和42年自治省令第27号)」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。